

改正沖縄振興特別措置法案の概要

(注) ☆は新規、◇は拡充事項

I 総則

目的、施策における配慮

II 沖縄振興計画等

- ☆ ・内閣総理大臣は、沖縄振興基本方針を定める。
- ☆ ・沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努める。
- ☆ ・内閣総理大臣は、提出された沖縄振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、変更を求めることができる。

III 産業の振興のための特別措置

1 観光の振興

- ☆ (1) 観光地形成促進計画等
 - ・県知事が観光地形成促進計画を策定し、観光地形成促進地域を指定。地域内で新增設される施設について課税の特例等の措置。
- ☆ (2) 外国人観光旅客の来訪の促進
 - ・沖縄特例通訳案内士は、通訳案内士法の特例として、研修を受講することで有償外国語ガイドが可能とする。
- ☆ (3) 環境保全型自然体験活動
 - ・環境保全型自然体験活動に係る事業者は、保全利用協定を締結し、適当である旨の県知事の認定を受けることができる。
- ☆ (4) 観光振興のための免税等
 - ◇ ・本土へ出域する旅客が空港・港湾内又は観光地形成促進地域内の輸入品販売施設で購入した物品の関税を免除。(免税対象者に海路客を追加)
 - ◇ ・本土 - 沖縄本島、宮古島、石垣島、久米島路線に係る航空機燃料税を軽減。(宮古島、石垣島、久米島路線を追加)

2 情報通信産業の振興

- ◇ ・主務大臣が、県知事の申請に基づき、情報通信産業振興地域を指定。地域内で新增設される設備について課税の特例等。(クラウド、BPO等の業種追加)
- ◇ ・主務大臣が、県知事の申請に基づき、情報通信産業特別地区を指定。認定事業者に対し課税の特例。「専ら」要件の緩和)

☆ 3 産業高度化・事業革新促進計画等

- ・県知事が産業高度化・事業革新促進計画を策定し、産業高度化・事業革新促進地域を指定。認定事業者が地域内で設備を増設した場合に、課税の特例等。

☆ 4 国際物流拠点産業集積地域

- ・主務大臣が、県知事の申請に基づき、国際物流拠点産業集積地域を指定。新增設される設備について課税の特例等。認定事業者に対し課税の特例。「専ら」要件の緩和)

◇ 5 金融業務特別地区

- ・主務大臣が、県知事の申請に基づき、金融業務特別地区を指定。新增設される設備について課税の特例等。認定事業者に対し課税の特例。「専ら」要件の緩和)

6 農林水産業の振興

- ・農林水産業の振興のための資金の確保等に努める。

◇ 7 電気の安定的かつ適正な供給の確保

- ・電気事業者が発電の用に供する石炭等について課税の特例。(対象にLNGを追加)

8 中小企業の振興

- ・沖縄経営革新指針に沿って経営革新計画を作成し県知事の承認を受けた中小企業者に対し、債務保証の特例等。

9 沖縄振興開発金融公庫の行う新事業創出促進業務

- ・沖縄公庫が、新規創業者に対し、主務大臣の認可を必要とせず出資を行うことができる。

IV 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置

- ・沖縄失業者求職手帳所持者に対する就職指導等。

V 文化の振興等

- ・文化の振興について適切に配慮。
- ☆ ・良好な景観の形成を促進するため必要な措置を講ずるよう努める。
- ☆ ・子育ての支援の充実を図るため、児童の保育に関する事業の供給体制の確保について適切に配慮。
- ◇ ・科学技術の振興を図るため沖縄における研究開発の推進等の措置を講ずるほか、科学技術に関する国際的な拠点の形成等のため研究機関相互の連携促進等の措置を講ずるよう努める。(研究機関相互の連携促進等を追加)
- ・沖縄の国際協力及び国際交流に係る施策の推進に努める。

VI 沖縄の均衡ある発展のための特別措置

- ・無医地区における医療確保。離島における高齢者の福祉増進に配慮。
- ◇ ・海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実に配慮。新たな沖縄における公共交通機関の在り方についての調査及び検討。
- ・離島の小規模校における教育の充実に配慮。離島の旅館業の設備の新增設に係る課税の特例。
- ☆ ・情報の流通の円滑化及び通信体系の充実に配慮。

VII 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置

- ・跡地利用の特別措置は、「沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律」による。

VIII 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置

- ・振興計画に基づく事業について、国の負担又は補助の割合の特例、国の直轄事業の特例等の措置を講ずる。
- ☆ ・沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づく事業のうち、沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する事業について沖縄振興交付金事業計画を作成することができる。
- ☆ ・国は、沖縄振興交付金事業計画の実施に要する経費に充てるため、交付金を交付することができる。
- ☆ ・上記の経費に高率補助対象経費が含まれる場合には、当該補助率を参酌して、交付金の額を算定する。

IX 沖縄振興審議会

- ・沖縄振興審議会の設置その他の必要な規定を設ける。

X 附則

- ・平成34年3月31日限りで失効。
- ・県産酒類に係る酒税及び揮発油税の軽減措置を延長するため、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」の一部を改正する。
- ・沖縄振興開発金融公庫の統合期限を延長するため、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」の一部を改正する。